

〔研究ノート〕

社会的制裁の研究

岩田 正 隆

概 要

新制度派経済学・情報の経済学に刑事政策等の知見を取り入れ、社会的制裁の効果について行い得る研究について概観する。

はじめに

本稿は社会的制裁の機能に関する情報経済学方面からの研究についてのサーベイおよびアジェンダである。社会的制裁は好む好まざるにかかわらず実際に社会に存在し機能しており、それゆえ社会科学分野のそれぞれで研究の対象とされてきた。本稿では、その社会的制裁が行政上の制度の運用にどのような貢献と妨害を果たし得るかについて、諸々の文献を参照しつつ、主に経済学的な接近が可能な知見について詳しく扱い、有望な研究の方向性をさぐる。

社会的制裁それ自体に関する研究は多岐にわたっており、場合によっては経済学との接点を見つけづらい、さらには経済学的な、特に量的なアプローチに（少なくとも当面）悲観的であるようなものも存在する。本稿ではそのような分野への言及は避け、経済学からのアプローチが有効に機能する部分について重点的に取り扱うことにする。

本稿は最終的には情報の経済学方面、とくにチープトーク理論の応用へと話題を特定化していく。もちろんそれ以外の経済学的課題にも社会的制裁の機能は大いに関わってくるだろうが、それについては別の機会にゆずることにする。

以下の内容のために、本稿では社会的制裁を、罪を犯した者に対して社会の成員が私的に執る制裁的活動、たとえば解雇や有益な取引の拒否などをさす言葉と定義しておく。

1. 社会的制裁の諸分野での位置づけ

社会的制裁という語をひんばんに用いる分野としてやはり特筆すべきは刑法学（例えば井田2005・2008、西田2010、山口2015等参照）、とくに刑事政策（例えば川出・金2012参照）と呼ばれる分野であろう。刑法学というと刑法のそもそもの目的の分析や、その目的の現実的な達成のための方法を問う学問と捉えられることが多く、またその解釈は決して誤りでもない。しかしその一分野としての刑事政策に立ち入ると、そこで議論されているのは必ずしも刑法と裁判制度のみを用いた治安の維持だけではない。刑法の目的—これ自体についても議論は多々あるが、当面は多数派に沿って、犯罪の予防—を達成するにあたって、裁判と刑罰のみではなく、社会のどのような制度が貢献するか、また問題をもたらすかを広く議論するのが刑事政策においては重要となる。そして、この刑事政策的な観点は自ずと裁判実務に近い議論をおこなう際には刑法学においても導入されるため、たとえば量刑理論（犯罪と断定された行為の行為者に

対する刑罰の内容論)を題材とする場合には、刑罰以外の事柄を議論に取り入れざるを得なくなる(例えば小池2008の第2節参照)。すると、司法が下すのではない行為者に対する処罰、すなわち社会的制裁は、当然に考慮に含まねばならないものとして登場する。

刑罰との対比における社会的制裁は、原則、刑罰に先行する、処罰的害悪付加の先取りとして扱われる。すなわち、本来は刑罰が行為者に課すべきであった害悪(たとえば自由の剥奪、たとえば財産の剥奪)の一部を、社会的制裁が、刑罰の確定前にすでに行為者に与えていたものと解される。従って、裁判実務において、刑の確定に際して社会的制裁の程度は量刑の軽減事由として大いに認められる傾向がある(畑山2007参照。また、援用元とみなせる法文として刑法21条、その議論として平野「刑法総論I」(1972)の24pも参照)。基本的に刑法理論もこの実務について反対するものは見当たらず、総じて、法的にみた社会的制裁の効果は、刑罰と交換可能な害悪の付加であると言ってよい。

ただし、この単純な交換は、飽くまで量刑の観点から判断されたために起こることについては注意する必要がある。実際に社会的制裁が起こった場合は、それによる苦痛を刑罰の代わりとみなして量刑から軽減してよいということになるのであって、社会的制裁があり得る状況そのものがもつ効果については刑事政策でもほとんど論じられることはないし、社会的制裁に依存して刑罰の使用頻度を体系的に減らしてよいなどという話にもならない。飽くまで社会的制裁は、それが発生した場合に刑罰を代替していることを後付けで認められるに過ぎない(刑事政策における社会的制裁の機能と刑罰との併存について、やや日本の生活実感から乖離した論調ではあるものの、Kunz 2005参照。コミュニタリズムに基づく、地元共同体単位でのローカルな自警についての議論がある)。

また、当然のことだが、社会的制裁が過剰なバッシングとなる危険に裁判実務家も理論家も自覚的であり、その程度が刑罰の課すべき苦痛を上回る場合は実務的にも問題になるとされる。いまのところは、量刑にあたって別種の刑罰を用いるなどの現場における工夫が求められることになる(小池2008の注84を参照)。

同程度に社会的制裁、およびそれと似た質の制度を取り扱うのが、応用ミクロ経済学である。人的資本の蓄積に貢献する制度一般を指す社会的資本(Coleman 1988)という語のあいまいさを回避するために公的制度・非公的制度の区別を導入し(Stiglitz 2001)、さらに非公的制度の中で社会的制裁を捉えるのが基本的な整理だ(20世紀までの展開についてWilliamson 2000参照、その後の方向性については例えばDasgupta 2003参照)。そして、そもそも社会的な制度のなかでも制裁の部分特に重視して取り上げる傾向がミクロ経済学研究のうち特にゲーム理論研究の分野では顕著である。すなわちフォーク定理の研究において主体同士の協力を導くのは、原則として、協力関係から逸脱した際に課される処罰(punishment)の存在であり、それが公的であるか非公的であるかは処罰の効果に比べればどちらでも構わないということさえできる。

制度を維持する非公的な力は処罰以外にも他者愛や道徳などがある。ややマクロ経済学の方面に移るが、犯罪とは関わない題材について行われた制度に関する経済学研究、例えば制度と経済成長の関係をあつかう研究(La Porta et al. 1997, Granato et al. 1996)において、市民文化や個人々の進歩志向の影響が指摘されている。また、新制度派経済学とは別の潮流となるが、Becker(1968)以降のいわゆる犯罪の経済学では、もちろん制度と犯罪(社会的費用の発生)との関係が研究されているものの、上記の刑事政策の議論から類推すれば当然のことながら、

公的な、つまり法または契約の制裁の効果に関する研究が多数であり、社会的な制裁の効果についての研究は比較的少数である（ただしDixit 2003およびBuonanno et al. 2008参照）。

フォーク定理の均衡戦略における各主体による処罰を社会的制裁と呼ぶのでないなら¹、明示的に社会的制裁について扱っている研究は比較的少数であると言わざるをえない。前掲のDixit (2003) およびBuonanno et al. (2008) はその少ないうちの有力なものであり、フォーク定理のように長期的関係に依存することもなく、有限期のモデルで社会的制裁が犯罪(窃盗など)を抑止するメカニズムを提唱している（後者は地域パネルデータを用いた実証研究である）。

逸脱に対する制裁を扱う研究は社会学方面にも存在し、前掲のColeman (1988) も制裁制度に限ったものではないが社会資本に関する社会学的研究である。社会統制・逸脱の研究・犯罪の社会学の名のもとに様々なサンクションへの言及が行われているが（宝月2004参照）、社会学のアプローチの特性もあって共通項を見出すことは存外に難しい。

2. 申告制度と社会的制裁

公的な制裁だけでは犯罪を抑止できず、従って非公的な制裁の活用を考え得る一つの問題として、虚偽申告の問題がある。生活保護の制度を典型例として、福祉的な支援の対象選定の基準を当事者からの申請に依っているケースは多い。それは何よりも福祉を必要とするような窮状が行政府にとっては発見しづらい私的情報だからであり、それゆえにほぼ強制的にその制度を採らざるをえないのだが、それゆえに弊害もある。申請において虚偽を申し立てることが可能になることだ。実際、生活保護等の支援を虚偽申請によって不当に取得する者が現れることは、世界各国において例外なく問題視されている。もちろん虚偽が発覚した場合は、給付されたものの返還はもちろんのこと、刑事罰も発生し得るのだが、その制度を前提としても虚偽申告が無視できない程度に発生している（検挙された件数だけで無視できない）ことは周知の事実である。

公的制裁の抑止力に不足があるのであれば、社会的制裁の機能を考慮に入れることは有益であろう。特に、こうした私的情報の問題については、行政府以外の主体を利用することについて、追加の効果を望みやすい。行政府と異なり、互いの接点がある主体同士であれば、行政府にとっては私的情報であるような事柄についてもアクセスがある可能性があるからだ。追加の情報を利用して新規の制裁制度を考えることができるなら、従って犯罪の抑止にも追加の効果を望むことができるだろう。

このような関心に基づく研究としてはやはり、Dixit (2003) およびBuonanno et al. (2008) が参考になる。隣人同士が互いの行動をモニタリング出来る状況下では、市民の移動能力と地域の広さに適切な条件が満たされれば、各主体が後に起こる社会的制裁をおそれて、結果的に犯罪(窃盗など)が抑止されるのだ。

¹ この区別は関心のある問題系に従っておこなうしかない。フォーク定理の研究があくまで同一の（単発では協力的行動を望めない）ステージゲームを繰り返す、いわゆる繰り返しゲームにおいて無限期間の取引可能性を想定することで協力関係の出現を論ずるのに対して、社会的制裁の研究は制裁のステップを別個に設けて有限期（大抵は2期間）のモデルで逸脱行為の抑止を論ずる。実際のところ、犯罪者は犯行後しばしば逃亡するので、長期的関係に基づく逸脱の抑止を論ずるのは難しいかもしれない。

3. 申告制度とチープトーク理論

ただし、窃盗のような外見上明らかな犯罪に対して、虚偽申告のような情報に関わる犯罪については、その検出がやや厄介である。申告内容が観察可能であったとしても、その内容が虚偽であるかどうかをどの程度の主体が判断可能かは状況に依る。もちろん申告内容がそもそも全く観察できない場合もありえるのだが、その場合は先行文献にあるような犯罪の検出は当然不可能になり、問題がトリビアになるため、ここでは考えないことにする。

さて、申告の虚偽が直接判断できない場合は、申告を観察できない場合と全く同様に、虚偽に対する制裁も、従って犯罪の抑止も不可能になるのだろうか。その点については、ミクロ経済学者はまず原則として保留しなければならない。チープトーク理論にもとづきそのような見解に疑義を呈することが可能なのだ。チープトーク理論とは、発信にコストの掛からないシグナル（チープトーク）を通じて、私的情報を抽出する方法を研究する理論である（原点として Crawford and Sobel 1982, サーベイは Sobel 2013 を参照）。制度利用のための申告には、そこからの便益に比すれば無視して構わない程度の手間や費用しかかからず、チープトークと見なすことができる。チープトークに依る発信に対してシグナルの内容に応じた対処を戦略のかたちで主体（例えば政府や周辺の住民）が設定するとき、私的情報を抽出できる可能性はある。

コストを直接は取り扱わない点を除けば、チープトークを扱う手つきは基本的にはシグナリングを扱うときと同様である。すなわち、均衡の候補それぞれに対して誘因整合性の点検を繰り返し、点検に耐えたものを均衡として認めることになる。情報の抽出にあたって重要となるのは分離均衡の存在であり、各主体が己の私的情報を他と差別化された形で開示することが利得面からみても最善になるような均衡が存在しなければならない。他方で、チープトークに関する均衡は、原理的に、バブリング均衡（まったく情報が抽出できない均衡）をふくんで複数あることはよく知られており、好ましい均衡が主体たちによって選ばれることの証明は全く別個に必要なことになる。

Crawford and Sobel (1982) 以来のスタンダードなモデルでは、ひとりの意思決定者（decision maker）が他の主体からチープトークによるメッセージを受け取り、そのメッセージに依存した戦略に基づいて意思決定を行うことになる。政府に対する複数のアドバイザー（諮問委員会など）があること等を意識して、複数の主体がメッセージを送るケースを扱う研究もあるが（Austen-Smith 1993, Battaglini 2002）、この場合も意志決定者は単独であり、互いに同じ情報を持ち合わせている主体達をプリンシパルが制御して上手く正直に振る舞わせるための手段を問うのがよくある手法である。

4. 社会的制裁とチープトーク

申告に基づく支援・給付の制度は、それ自体としては、チープトークが情報伝達手段として有効に機能しづらい典型的な制度である。なんとすれば、申告に基づき給付が受けられるならば、その限りにおいて自分に有利な申告を行う動機が各市民にある。原理的にも虚偽申告の誘因をもつ制度なのだ。この情報伝達上の困難を克服するのに、社会的制裁はどのように貢献するだろうか。

まず接近法の違いを確認しておこう。社会的制裁によるチープトークの制御を研究する場合

には、前節の最後に述べたオーソドックスなモデルおよび手法からやや離れた接近法が必要になる。それは具体的な状況を、たとえば生活保護の文脈等で、想像してみれば明らかになる。プリンシパルにあたる行政府はたしかにメッセージの受け手のひとりではあるが、社会的制裁を実践するのはむしろ主体たち自身、つまり市民であり、この文脈においては従って、複数のメッセージの送り手が同時に受け手でもある状況を考えねばならない。むしろ、社会的制裁の部分を生動的な均衡として描くのであれば、本質は送り手兼受け手であるところの市民達の戦略にあるのだから、行政府をゲーム理論的な主体として扱うことは必須ではない。

社会的制裁の処罰的性格を考えれば、虚偽に依る利得よりも処罰の損害が十分に大きければ、人々の正直な申告を導けるだろう。フォーク定理と同じ判断が働いて、利得最大化の観点から虚偽申告を避ける誘因が生じるからだ。ただし同時に、罰する側にもそれを実行する動機がなければならぬ。制裁に当たる行動をとることが制裁側にとってより良い選択肢でなければ、制裁は実行されないだろうし、そうであると知っている主体は基本的に虚偽申告を選択するだろう。従って、社会的制裁が申告制度のパフォーマンスを改善するとしても、自然にそれは一定のパラメータの条件を満たした場合のみになるはずだ。

また、場合によっては、社会的制裁は社会的な費用をも発生させるだろう。複数ある均衡の中には、窮状を訴える申告の少なくとも一部を虚偽とみなして制裁を加えるものの、その判断は必ずしも精確でなく、不当なバッシングにさらされる者が現れるようなものも、ほとんど確実に登場する²。従って、社会的費用をどのようにして抑えるかは、また別の問題として、たとえば実現する均衡の絞り込みを論ずる形で、検討しなければならなくなる。

5. おわりに：刑罰との互換性と人権的・刑事政策的問題

社会的制裁が機能的に刑罰の代替となり得るとしても、工夫次第でより強力かつ経済的弊害の少ない犯罪の予防手段になるとしても、引き続きそこには、経済学ではあまり扱われない類の問題が残るだろう。よしんば計算上は違反者が出ないモデルに基いていても、人間の行動にはエラーがある。ゲーム理論も均衡概念の精緻化を試みる際はその点を考慮に入れる (Selten 1975)。制度に関する完全な理解を全市民に望みづらい場合であればなおさらである。すなわち、どんなに理論的には完璧な制度であっても、実装すれば逸脱者は出ると考えなければならない。すると、スティグマおよび社会的排斥の問題がそこに生じる。拘禁刑を課された行為者が社会的スティグマを負われ再社会化を妨げられるのと同様のロジックで、社会的制裁の対象となった者もまた、社会から排斥される危険がある。制度が有効であり逸脱者が稀であればなおのこと、逸脱者がマイノリティとなるために、この排斥の問題は解決しづらくなるだろう。それを制度上致し方無いコストとして見捨てるのはたやすい。しかし市民社会の理念に立ち返り、対象が一法治国家の国民であり人権を持つことを尊重するならば、その再社会化への弊害は社会内処遇により緩和されるべきだろう。刑事政策において蓄積された知見 (瀬川 1995, 藤本 2008, 川出・金 2012 など参照) を援用しつつ、適切な制度設計を志すことが、本稿の述べるような研究においても中長期的に重要となるだろう。

² 拙作ながら、岩田 (2014) はそのような不幸な均衡をふくむ複数均衡を導き出している。

参考文献

1. Austen-Smith, D. (1993), "Interested Experts and Policy Advice: Multiple Referrals in Open Rule," *Games and Economic Behavior*, Vol. 5, 3-43.
2. Battaglini, M. (2002), "Multiple Referrals and Multidimensional Cheap Talk," *Econometrica*, Vol. 70, 1379-1401.
3. Becker, G. S. (1968), "Crime and punishment: an economic approach," *Journal of Political Economy*, vol. 76, iss. 2, 169-217.
4. Buonanno, P., G. Pasini, and P. Vanin (2008), "Crime and social sanction," *Regional Studies*, vol. 91, iss. 1, 193-18.
5. Coleman, J. S. (1988), "Social capital in the creation of human capital," *The American Journal of Sociology*, vol. 94, S95-S120.
6. Crawford, V. P. and Sobel, J. (1982), "Strategic Information Transmission," *Econometrica* 50, 1431-1451.
7. Dasgupta, P. (2003), "Social Capital and Economic Performance: Analytics," in Ostrom and Ahn eds. "Foundations of Social Capital: A Reader," Edward Elgar Publishing.
8. Dixit, A. (2003), "Trade expansion and contract enforcement," *Journal of Political Economy*, vol. 111, iss. 6, 1293-1317.
9. Granato, J. R., R. Inglehart, and D. Leblang (1996), "The Effect of Cultural values on Economic Development: Theory, Hypotheses, and Some Empirical Tests," *American Journal of Political Science*, 40, 607-631.
10. Kunz, K. L. (2005), "Grundzüge der heutigen Kriminalpolitik," in *Neue Kriminalpolitik*, 4, 151-156. 和訳は法政研究76号3号(2009)に収録、訳：九州刑事政策研究会。
11. La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, A. Schleifer, and R. Vishny (1997), "Trust in Large Organizations," *American Economic Review*, 87 (Papers& Proceedings), 333-338.
12. Selten, R. (1975) "A reexamination of the perfectness concept for equilibrium points in extensive games," *International Journal of Game Theory*, 4, 25-55.
13. Sobel, Joel (2013), "Giving and Receiving Advice," in *Advances in Economics and Econometrics Tenth World Congress*, Vol. 1, Chapter 10.
14. Stiglitz, J. E. (2001), "Formal and informal institutions," in Serageldin, I and P. Dasgupta, "Social Capital: A Multifaceted Perspective," World Bank.
15. Williamson, O. E. (2000), "The New Institutional Economics: Taking Stock, Looking Ahead," *Journal of Economic Literature*, vol. 38, iss. 3, 595-613.
16. 井田良 (2005)、「刑法総論の理論構造」、成文堂。
17. 井田良 (2008)、「講義刑法学・総論」、有斐閣。
18. 岩田正隆 (2014)、「Declaration-based Subsidy and Contextually Induced Truth-telling」、2014年度日本経済学会秋季大会にて発表、1-24。
19. 川出敏弘、金光旭 (2012)、「刑事政策」、成文堂。
20. 小池信太郎 (2008)、「量刑における犯行均衡原理と予防的考慮 (3・完)」、*慶應法学*、第10号、21-88。
21. 瀬川晃 (1998)、「犯罪者の社会内処遇」、成文堂。
22. 西田典之 (2010)、「刑法総論」、第2版、弘文堂。
23. 畑山靖 (2007)、「被告人が自己の犯罪により自ら多大の不利益を被ったことと量刑」、*判例タイムズ*1252号。
24. 平野龍一 (1972)、「刑法総論I」、有斐閣。
25. 藤本哲也 (2008)、「刑事政策概論」、第6版、青林書院。
26. 宝月誠 (2004)、「逸脱とコントロールの社会学—社会病理学を超えて」、有斐閣。
27. 山口厚 (2015)、「刑法」、第3版、有斐閣。